

九州大学特別教員規程

平成17年度九大規程第27号
施行：平成17年10月1日
最終改正：平成27年3月30日
(平成26年度九大規程第143号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における寄附金による当該寄附目的に則した教育研究業務又は教育研究の一環としての診療業務（以下「教育研究業務等」という。）の推進を図るために、九州大学教員人員配置等に関する要項（平成19年4月1日実施）に定める部局配置人員（算定基準数）のほかに、期間を定めて雇用する者に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 この規程に基づき雇用する者の職名は、特別教員とする。

(資格)

第3条 特別教員となることができる者は、教育研究業務等を遂行するために必要な能力を有すると認められる者とする。

(選考等)

第4条 特別教員の採用のための選考は、寄附者の指定により当該寄附金を使用して教育研究業務等を行うことができる教育研究組織等の代表者（教員個人が指定を受けている場合は、当該教員。以下「代表者等」という。）の推薦に基づき、代表者等が所属する部局等の教授会又は運営委員会等において行うものとする。

2 教授会又は運営委員会等は、前項の選考に当たり、特別教員に行わせる教育研究業務等が、当該特別教員の雇用に充てようとする寄附金の寄附目的に則したものであることを確認しなければならない。

(称号)

第5条 九州大学特任教授等称号付与基準（平成16年度九大規則第77号）に定めるところにより、特別教員に特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教の称号を付与することがある。

(所属)

第6条 特別教員の所属は、代表者等が所属する部局等とする。

(雇用期間)

第7条 特別教員の雇用期間は、5年を限度とする。

2 前項の特別教員の雇用期間を5年に満たない期間で雇用した場合にあっては、雇用した日から5年を超えない範囲内で更新することがある。ただし、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号。）第15条の2第1項に該当する者にあつては、前項の規定にかかわらず、雇用した日から10年を超えない範囲内で更新することがある。

3 前2項にかかわらず、特別教員の雇用期間の限度となる日は、国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程（平成16年度九大就規第12号）第2条に定める定年による退職の日を越えることはできないものとする。

4 前項に掲げる者のうち、特別な事情により、本学において教育研究遂行上必要な者については、前項の規定にかかわらず70歳に達した日以後における最初の3月31日まで雇用することがある。

(給与)

第8条 特別教員の給与は、日給又は時間給とする。

2 前項の給与は、第4条第2項の確認を行った一の寄附金をもって充てるものとし、当該寄附金以外の寄附金と合算して充てることはできないものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第101号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第137号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第145号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第143号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。